

第 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年1月6日(月)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 10番 岩永 孝雄

14番 内海 敏光

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	力 武 浩 和	農地係長	原 利 彦
農地係員	松 尾 希 美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 1 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1 件)
議案 第 2 号	農地法第 4 条の許可申請書の取消願いについて	(1 件)
議案 第 3 号	農地法第 5 条の申請について	(2 件)
議案 第 4 号	農地法第 4 条の申請について	(2 件)
議案 第 5 号	農地法第 3 条の申請について	(4 件)
議案 第 6 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 14 件) (利用権設定 転貸 1 件)	
議案 第 7 号	農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業(農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	(1 件)

8. 報告事項

報告 第 1 号	農地の形質変更届出について	(3 件)
報告 第 2 号	農地の形質変更工事計画変更届出について	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は10番 岩永委員、14番 内海委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、7つです。</p> <p>議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件</p> <p>議案第2号 農地法第4条の許可申請書の取消願いについて 1件</p> <p>議案第3号 農地法第5条の申請について 2件</p> <p>議案第4号 農地法第4条の申請について 2件</p> <p>議案第5号 農地法第3条の申請について 4件</p> <p>議案第6号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年 14件 利用権設定 転貸 1件</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について 1件</p> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <p>報告第1号 農地の形質変更届出について 3件</p>

	報告第2号 農地の形質変更工事計画変更届出について 1件 となっております。
議長	それでは、議事に入ります。 議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について御説明します。 議案の1ページ、1番になります。 平成14年11月に4条許可を受けた案件の事業規模縮小のための申請であり、4条許可の一部取消し願いが出ておりますので、議案の2ページ議案第2号農地法第4条の許可申請書の取消し願い1番についても併せて説明します。 図面は、案内と字図が1ページ、計画変更前の土地利用計画図が2ページになります。 平成14年11月に4条許可を受けておりましたが、当初計画地から規模縮小することに対して農地転用許可後の事業計画変更承認申請が、国道及び畑として利用する農地について4条許可の一部取消し願いがでております。 議案第1号 農地転用後の事業計画変更承認申請 1件 議案第2号 農地法第4条許可の取消し願い 1件 についての説明は以上です。
議長	それでは、 農地転用後の事業計画変更承認申請 1件 農地法第4条許可の取消し願い 1件 について担当委員から説明をお願いします。

担当委員	ただ今、説明がございましたように、平成14年11月に申請が出ていたものを縮小するということでございますので、別段問題ないだろうと思っております。以上です。
議長	<p>農地転用後の事業計画変更承認申請 1番 農地法第4条許可の取消し願い 1番 について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>議案第1号農地転用後の事業計画変更承認申請 1件 議案第2号農地法第4条許可の取消し願い 1件 について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図、平面図、断面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、2番になります。</p>

事務局	<p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6～7ページ、断面図が8～10ページ、平面図が11～13ページになります。</p> <p>申請地は、立花台3丁目地区です。</p> <p>譲受人が、条件付分譲住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第3号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所の説明をさせていただきます。ちょうどこの市庁舎の裏になる訳ですけども、この市道が、元の厚生年金センターの下のバイパスに繋がる道でございます。ずっと前に来られたところでございますけれども、住宅と駐車場を設けたいということで相談に来られました。隣接者の承諾あるいは生産組合長さん、区長さんの承諾もございましたので、別に問題ないと判断いたしまして、承諾印を押したところでございます。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>
議長	<p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	立花公民館の前辺りになります。ここは畑で、一部は山でした。下に溜池がありますが、ここは集落の溜池になるので、水は入らないようにいたします。そして、ここは生産組合長がおられません。区長さんだけということです。別に差支えはなかったのですが、捺印をしました。ご審議をお願いします。
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第3号 農地法第5条の申請 2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、1番になります。</p> <p>なお、許可を受ける前に工事を着工していたことに対して始末書が添付されております。</p> <p>図面は、案内図と字図が14ページ、土地利用計画図と断面図が15ページ、平面図が16ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招上地区です。</p> <p>申請人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺</p>

	<p>の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が17ページ、土地利用計画図が18ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請者は自宅が火事で全焼になりまして、それを建て替えて新築をされております。そのときに新たに整地して、この申請が上がっているところに土を入れて、そこを駐車場と進入路に利用したいということです。区長さんも生産組合長さんの判も押してありますので、私も見に行きまして捺印したところです。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
議長	それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。

<p>担当委員</p>	<p>場所は東山代の長浜の旧道でございまして、東山代干拓寄りのところ でございます。この畑は既に若干、荒れていたわけ でございますが、太陽光発電の設備をしたいということ でお見えになりました。市道や里道、水路で 囲まれたようなところ でございます。一部西側に畑 がありましたけれども、そこ についても隣接者の同意は 頂いております。生産組合 長なり、区長なりの承諾印 を頂いておりますので、別 段問題なからうということ で私も承認したところで ございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>2番について、御意見、御 質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第 4号農地法第4条の申請2 件について承認を戴きまし たので、許可相当として意 見を付して県へ進達しま す。 続きまして、議案第5号農 地法第3条の申請について 事務局から説明を願いま す。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号農地法第3条の 申請4件について説明しま す。 議案は5ページから6ペ ージになります。 1番から4番まで申請事由 や経営状況等を掲げており ます。 全て農地法第3条第2項の 各号には該当しないため、 全部効率利用要件、農作 業常時従事要件、下限面 積要件、地域との調和要 件を満たしております。 農地法第3条の申請につ いての説明は以上です。</p>

議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5ページから6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>1番の長浜の六本松と書いてあるところが、この広いところですか。あそこで一番広い田んぼの面積はどのくらいありますか。</p>
農業委員	<p>6反が一番広いくらいです。</p>
議長	<p>ほかに無いようですので、議案第5号農地法第3条の申請4件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について御説明します。議案の7～8ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が9名、貸付人が14名で、面積は全て田で30,802㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9～15ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上14件です。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、利用権設定転貸についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用権設定の転貸1件について、御説明いたします。議案の16ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田の1,838㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を17ページに掲げておりますので、御審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の転貸1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第6号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の転貸1件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第7号 農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第7号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。</p> <p>議案の18ページの1番です。</p> <p>今回、あっせんの申出が大川内町で出ております。大川内町での申出であるため、中部地区担当の副島委員と池田委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号農地の形質変更届出3件について説明します。</p> <p>議案の19ページの1番になります。図面は、案内図と字図が19ページ、平面図と断面図が20ページになります。</p> <p>申請地は波多津町畑津地区です。</p> <p>こちらは申請地を嵩上げし田として耕作するための届出です。</p> <p>続きまして2番になります。図面は、案内図と字図が21ページ、平面図と断面図が22ページになります。</p> <p>申請地は南波多町谷口地区です。</p> <p>こちらは申請地を嵩上げし畑として耕作するための届出です。</p> <p>続きまして3番になります。図面は、案内図と字図が23ページ、平面図と断面図が24ページになります。</p> <p>申請地は東山代町浦川内地区です。</p>

事務局	<p>こちらは申請地を嵩上げし田として耕作するための届出です。</p> <p>報告第2号については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は中山から井野尾に抜ける公道のところでございます、中山から向かったら左側の方にライスセンターにあがる場所がありますけれど、その斜め前のところですね。これは今までもずっと休耕田であって、荒れたり、時におこしたりという状況で推移していましたが、今回ちょっと低いので嵩上げしてから、もう一回やってみようということでございまして、生産組合長それから区長の印鑑も押してありましたので、荒れるよりもいいだろうということでございましたので、私も捺印した状況でございます。</p>
議長	<p>1番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現場説明となりますけれども、谷口地区ということで、県道の大曲塩屋線にあたります。ちょうど重橋に入る新しくできたバイパスと、旧道がまっすぐにあって、右の方が谷口に行く道のちょうど真ん中のあたりです。そこを嵩上げして畑にしたいという申請でございまして、現場のほうに行きまして現況確認をしたところでございます。水利関係も問題ないということでございましたので、地区の生産組合長さん、区長さんの捺印もございまして、私も捺印をしたところでございます。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>2番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	続きますして、3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここはちょうど浦川内の裏側と脇野の境界のところにあたります。ちょうどその近くに溜池があるわけですが、この溜池の泥上げが計画されているということで、それではこれと併せて、田が低かったのをちょっと嵩上げをしようということで計画されたわけです。生産組合長、区長の承諾もでておりますし、周囲の同意もいただいております。そういうことで、大丈夫だろうと考えて印鑑を押したところでございます。
議長	3番について、御質問はございませんか。 <なし> 続きますして、報告第2号農地の形質変更工事計画変更届出について事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第2号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。 議案の20ページ、1番になります。 申請地は大坪町白野地区です。 こちらは昨年の11月に形質変更工事計画変更届が出ておりましたが、盛土用の土の搬入が不足しているため工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。 報告第2号については以上1件です。
議長	報告第24号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。 <なし>

議長	無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第1回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>